

令和5年

4月農業委員会総会議事録

■日時	2023年（令和5年）4月14日（金）14：30～15：00	反 訳 :
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（9名）</p> <p>1 橋本 卓爾 2 辻野 清一 3 西辻 達佳 4 田口 榮男</p> <p>5 藤原 松男 6 前田 敏行 7 岡田 如弘 8 福本 敏行 9</p> <p>10 友田 博文 11 12 13</p> <p>[欠席委員] 計（4名）</p> <p>1 若林 主治 10 飯阪 保 11 森 勝義 13 式森 彦人</p> <p>[事務局] 計（5名）</p> <p>藤原美津子 富永 利幸 仲野 文三 麓 信也 伊藤 真琴</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>只今から令和5年4月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>農業委員会総会開会に先立ちまして、先の人事異動に伴う農業委員会事務局職員の異動につきまして、ご報告させていただきます。</p> <p>前回にご報告させていただきましたが、農業委員会事務局総括参事であった西川秀士が定年退職となり、代わりまして滞納債権整理回収課の 仲野文三 が農業委員会事務局総括参事として配属となりました。</p> <p>次に農業委員会事務局職員 丸鳩 清乃 が、保険年金室へ異動となり、税務室から 伊藤 真琴 が配属されることとなりました。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、友田会長、ごあいさつをお願いします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、早速ですけれども、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は、9名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番 若林委員 10番 飯阪委員 11番 森委員 13番 式森委員です。</p> <p>従いまして、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本委員総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、引き続き、友田会長 議事進行 よろしく願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名人には、2番 橋本 卓爾委員 3番 辻野 清一委員の御両名によりまして、</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>

それでは、議案書 1 ページをお願い致します。

4 月委員会 議事日程、議案第 1 号 報告第 1 号から報告第 3 号となっておりますのでよろしく願いいたします。

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年度法律第 65 号）第 18 条の規定による農用地利用集積計画 15 件を、別表のとおり定めるものとします。

議案書 3 ページをお願い致します。

議案第 1 号 1 番～7 番、12 番、13 番 国分町、黒石町、納花町の物件につきまして 田口委員が、農業委員会に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

（田口委員 退室後）

1 番～7 番 12 番、13 番について 関連があることから事務局から一括説明願います。

事務局 事務局の麓でございます。

議案書 3 ページから 5 ページ、1 番～7 番、12 番、13 番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は、国分町、黒石町、納花町で、地目は田 22 筆、面積は合わせて、20,036㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の井阪推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認を致しました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で稲作をするとのことでした。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議・意見はございませんか。

（異議なしの声）

はい、ありがとうございます。

異議なしということで、議案第 1 号 1 番～7 番 12 番、13 番については許可することに決定します。

（田口委員 入室）

議案書 4 ページ

事務局

議案第1号 8番 坪井町の物件につきまして 事務局から説明願います。
議案書 4ページ、8番について説明させていただきます。

物件の所在地は坪井町で、地目は畑2筆 面積は合わせて、4, 263㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地は令和5年1月より貸し手の了承のもと、草刈り等の畑の掃除を行い、夏野菜植付けの準備中です。昨年11月に私の紹介にて貸し手の自宅を訪問し、令和5年度より農地を貸して頂きたい旨をお伝えし、了承して頂きました。また、農林課の勧めにより、みどり公社を経由しての契約となりました。私の紹介によるもので、申請どおり間違いありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号8番については、許可することに決定します。

次に、議案第1号 9番、10番 尾井町の物件につきまして 関連があることから一括説明願います。

事務局

議案書 4ページ、9、10番について関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は尾井町で、地目は畑4筆 面積は合わせて3, 351㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の田中推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い尾井町652番は野菜栽培、その他は遊休地となっている農地であり、貸し手・借り手に意思確認しました。貸し手は貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜栽培する予定です。申請どおり間違いありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

友田会長

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号 9番 10番については許可することに決定
します。

続きまして、議案書5ページ

議案第1号 11番 坪井町、小野田町、仏並町の物件につきまして 岡田委員
が、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退
席となります。

(岡田委員 退室後)

事務局から説明願います。

事務局

議案書 5ページ、11番について説明させていただきます。

物件の所在地は坪井町、小野田町、仏並町で、地目は田6筆、畑1筆、面積は合わ
せて4,085㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分
につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認しま
した。貸し手は貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜栽培する予定であ
ります。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんで
した。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号、11番については許可することに決定しま
す。

(岡田委員 入室)

続きまして、議案第1号 14番 浦田町の物件につきまして事務局から説明願
います。

事務局

議案書 5ページ、14番について説明させていただきます。

物件の所在地は浦田町で、地目は田2筆 面積は、合わせて541㎡ございま
す。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の藤林推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認しました。貸し手は貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号 14番 については許可することに決定します。

続きまして、議案第1号 15番 阪本町 一条院町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書 5ページ、15番について説明させていただきます。

物件の所在地は阪本町、一条院町で、地目は田2筆 面積は合わせて1,996㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の森 富士雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認しました。貸し手は貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定です。申請どおり間違いありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

はい、ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号 15番 については許可することに決定いたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書 6ページ 報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認するものとします。

議案書7ページをご参照ください。

次に議案書 8ページ

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について 農地を農地以外の用途に転用8件を、専決により受理しましたので報告いたします。

議案書9ページをご参照ください。

次に議案書 10ページ

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 農地を農地以外の用途に転用するため、所有権の移転 2件、賃貸借権の設定 1件を専決により受理しましたので報告いたします。

議案書 11ページをご参照ください。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了しました。

その他 何かご質問等はありませんか。

本日は委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。

これにて終了いたします。

閉会時間 15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員